

火災お見舞い金のご案内

火災に遭い、“投げ消すサット119エコ”を使用した場合
被害に応じてお見舞金をお支払いします

— 火災お見舞い金の流れ —

投げ消すサット119エコを購入



製品1個につき登録申込ハガキが1枚同梱されています。

火災見舞金受取資格申し込み



ハガキ部分裏面に必要事項を書き込み
郵送かFAXで送信していただく登録完了です。

火災発生！

「投げ消すサット119エコ」を使用する

消防署に通報

(株)ボネックスに連絡

見舞金受領申請書を送付します

申請書に必要事項を書き込み、
見舞金受領資格申込書の控えと
消防署の“り災証明書”を添えて
(株)ボネックスに発送

見舞金受け取り

— 注意点 —

火災お見舞金の対象は「投げ消すサット119エコ」に限ります。他製品や他社製品は対象外とさせていただきます

製品に同梱された「火災見舞金受領資格申込書」に必要事項を全て記入して郵送またはFAXで申してください。必ず受領資格申込書を保管して下さい。(郵送の場合はハガキを切り離し、控えを保管して下さい)火災見舞金受取資格を申し込まなかった場合は、見舞金のお支払いはいたしません。

受領資格申込から製品の品質保証期間(5年間)の間に発生した火災に対して見舞金は支払われます。火災時に「投げ消すサット119エコ」を使用された場合に限り、見舞金をお支払い致します。※類焼の場合は除きます。火災見舞金受取資格申請書に記載された設置場所において受領資格者の財産に損害が被った場合にのみ見舞金をお支払いいたします。

**建物が全・半焼した場合：
火災一件につき10万円**
**小火の場合：
火災一件につき 3万円**

※同一カ所に複数個の登録をいただいても、火災一件につき1回のみのお見舞金申請となります。

下記①～②の原因によって生じた損害の場合、見舞金のお支払いはいたしません。

- ①誤った使い方によって被った損害
- ②故意による過失によって生じた火災で被った損害

火災の規模に関わらず必ず消防署に通報して下さい。見舞金支払いに必要な“り災証明”は通報されなかった火災に対しては発行されません。

火災発生から3ヶ月以内に下記に連絡してください。

株式会社 ボネックス

〒102-0092 東京都千代田区隼町3-19 隼町MTビル6F
TEL: 03-5213-9119 FAX: 050-3588-6238

※申込控えが消失した場合でも、見舞金受領資格者ご本人様と確認が取れば、火災見舞金をお支払いいたします。

見舞金受領申請書を見舞金受領資格者に発送いたします。

り災証明書の取得方法は各自治体の所轄消防署にお尋ねください。り災証明書、見舞金受領資格申込書の控えを提出頂けない場合は、見舞金をお支払いできない場合もあります。

見舞金受領申請書に記載された方法で見舞金を受領資格者にお支払いいたします。

20100305